

# 職場の安全衛生管理

小規模事業場における  
労働安全衛生関係法令のポイント



滋賀労働局・各労働基準監督署（大津・彦根・東近江）  
～働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ業務上疾病ゼロへ）～

## 本資料について

(以下の内容をご了承の上、本資料をご覧ください。)

- 労働安全衛生関係法令では、事業者に対して使用する労働者の労働災害や健康障害を防止する観点から、様々な措置が義務付け等されています。
- 本資料は、これらの法的義務の内、全ての業種の小規模事業場（労働者数50人未満）に義務付けられている基本的なものを紹介しています（なお、目次8において、労働者数が常時50人以上となった場合に必要となる措置の概要を紹介しています。）。
- 労働安全衛生関係法令は、規定されている措置の範囲が非常に幅広く、特定の業種、機械器具、物質、作業に限定して適用されるものが多々存在しますが、これらの規定につきましては、本資料では紹介していません。
- また、本資料では、それぞれの法的義務の概要を説明しています。
- 従いまして、本資料に掲載されていない労働安全衛生関係法令上の規定等につきましては、別途厚生労働省から発表されている資料をご参照いただくか、滋賀労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

# ～ 目 次 ～

## 1 はじめに

## 2 健康診断

雇入時の健康診断、定期健康診断、有所見者への医師からの意見聴取・事後措置

## 3 長時間労働を行った労働者への健康管理

労働時間の状況の把握、面接指導対象選定の基準（時間外・休日労働時間）、  
医師による面接指導の実施

## 4 安全衛生教育

雇入時教育、作業内容変更時教育、職長教育

## 5 安全衛生管理の責任者

安全衛生推進者等の選任、職務

## 6 労働災害が起きたら

労働者死傷病報告、その他の手続き（概略）

## 7 危険・有害な作業を行う場合（概要）

資格（免許・技能講習・特別教育）、作業主任者、安全装置、検査、用途外使用、作業計画、特殊健康診断、作業環境測定、有害物ばく露防止措置、作業記録、計画等届出

## 8 労働者数が50人以上になったら（概要）

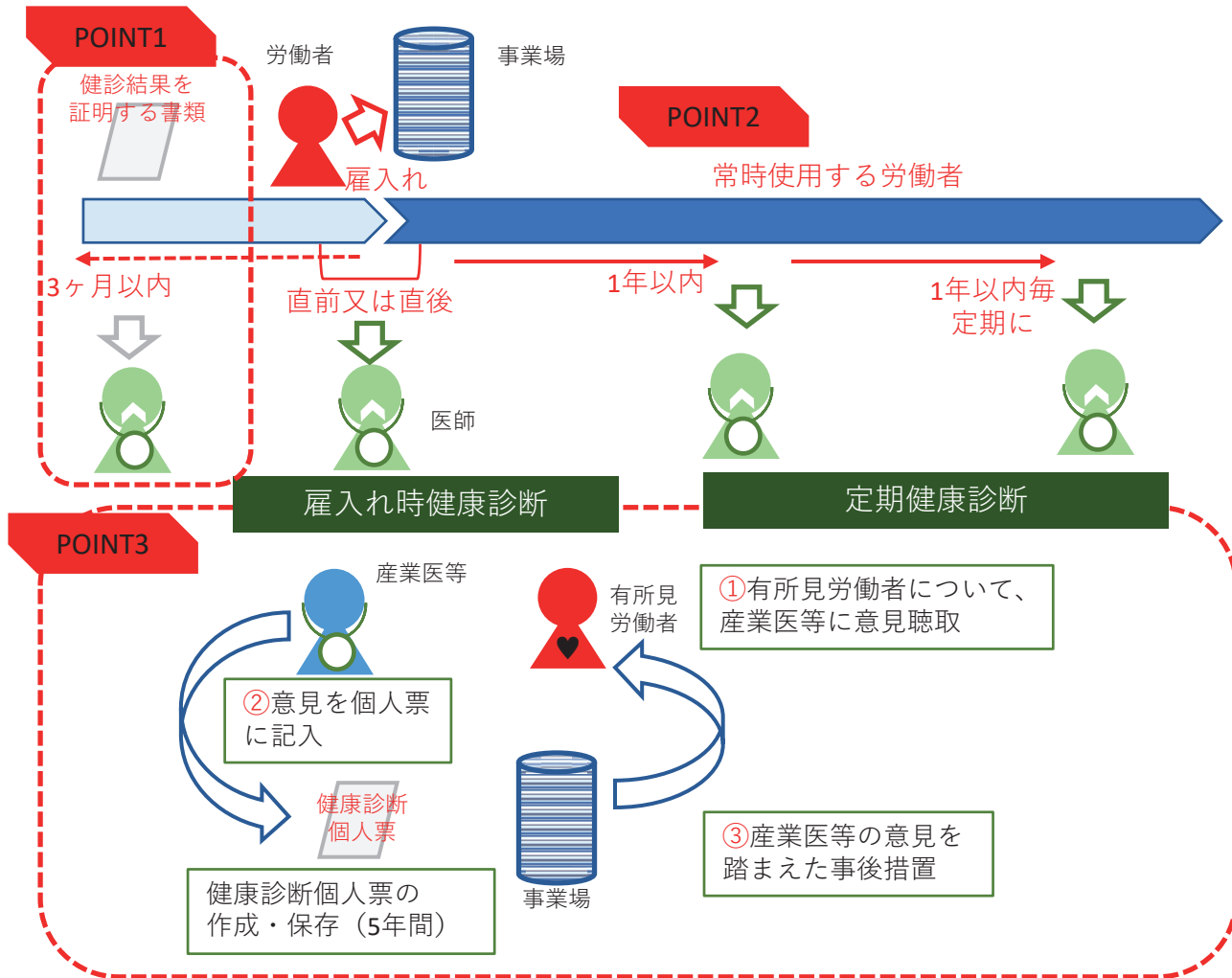
安全管理者・衛生管理者・産業医、安全衛生委員会、ストレスチェック、健康診断結果報告



## 2

# 健康診断の実施

業種に関係なく全ての事業場に共通する事業者の安全衛生上の義務が、労働者の健康管理です。労働安全衛生関係法令では、労働者への健康診断の実施、診断の結果、異常の所見が認められた労働者への事後措置等が事業者には義務付けられています。



### (1) 雇入れ時健康診断 (安衛法第66条第1項、安衛則第43条)

常時使用する労働者を雇入れるときに、この労働者に対して医師による健康診断を実施する必要があります。

- |                                  |   |                      |
|----------------------------------|---|----------------------|
| 1 既往歴及び業務歴の調査                    | 2 自覚症状及び高く症状の有無の調査                          | 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 |
| 4 胸部エックス線検査                      | 5 血圧の測定                                     | 6 貧血検査 (血色素量、赤血球数)   |
| 7 肝機能検査 (GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP) | 8 血中資質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) |                      |
| 9 血糖検査                           | 10 尿検査 (尿中の糖及び蛋白の有無)                        | 11 心電図検査             |

#### POINT1

以下の両方を満たす場合は、省略可能。

- ・雇入れ前3ヶ月以内に健康診断を受診
- ・健康診断の結果を証明する書類を提出

### (2) 定期健康診断 (安衛法第66条第1項、安衛則第44条)

常時使用する労働者に対して、1年以内毎に1回、定期的に、医師による健康診断を実施する必要があります。

- |                                  |   |                      |
|----------------------------------|---|----------------------|
| 1 既往歴及び業務歴の調査                    | 2 自覚症状及び高く症状の有無の調査                          | 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 |
| 4 胸部エックス線検査及びかくたん検査              | 5 血圧の測定                                     | 6 貧血検査 (血色素量、赤血球数)   |
| 7 肝機能検査 (GOT、GTP、 $\gamma$ -GTP) | 8 血中資質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) |                      |
| 9 血糖検査                           | 10 尿検査 (尿中の糖及び蛋白の有無)                        | 11 心電図検査             |

※医師の判断等により省略できる項目があります。

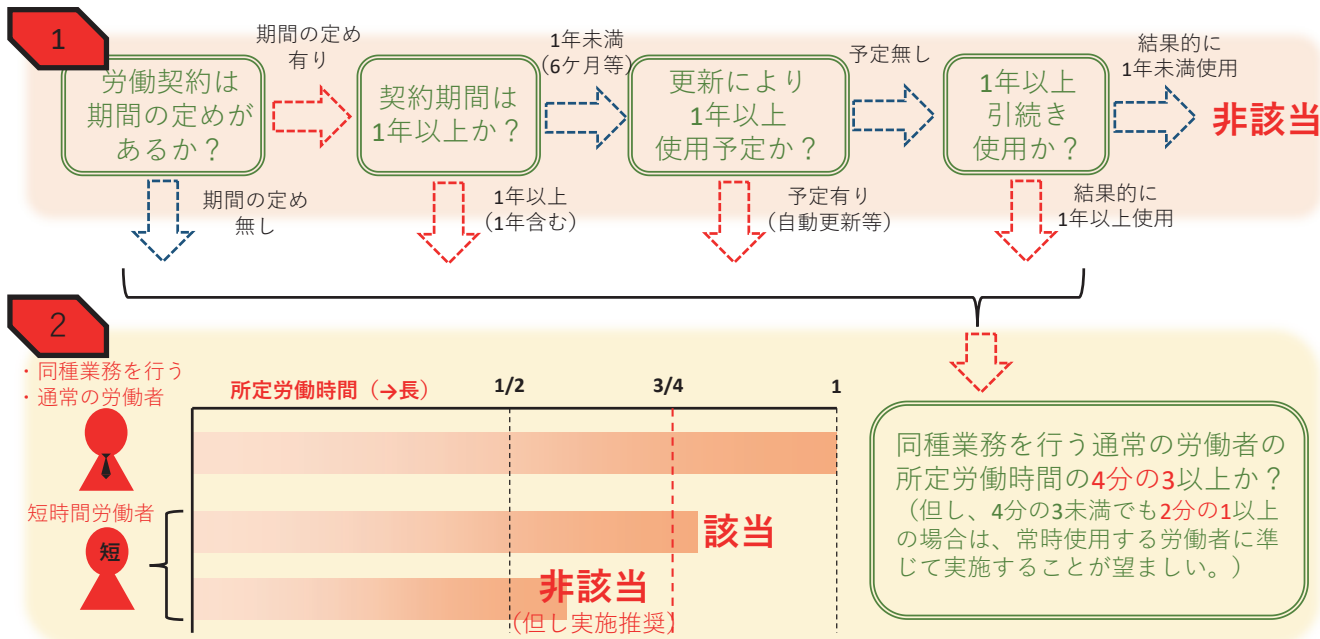
※安衛則第45条の規定により、一部の危険有害業務従事者 (深夜労働従事者含む) は6ヶ月以内毎に1回の健康診断が必要となります。

POINT2

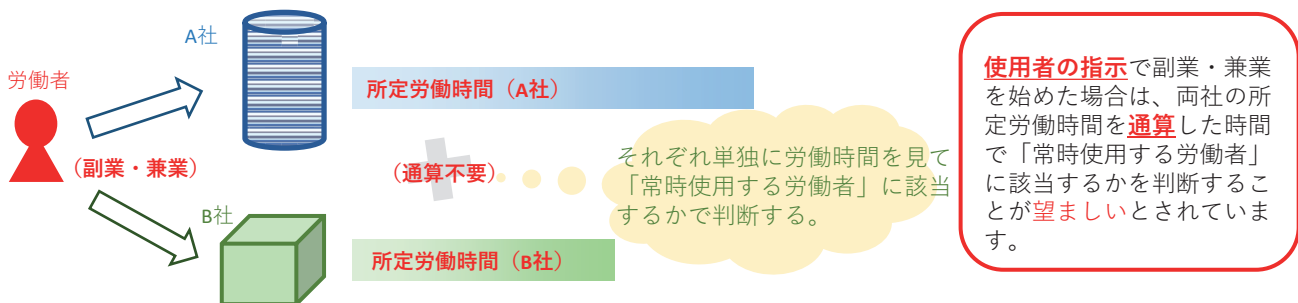
「常時使用する労働者」について

① 短時間労働者（パート・アルバイト）

以下のフローチャートで「常時使用する労働者」に該当する短時間労働者を確認してください。



② 副業・兼業で働く者（副業・兼業の促進に関するガイドラインより）



POINT3

事後措置（有所見者への対応について）

定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に関しては、労働者の健康保持のために必要な措置につき、産業医等の医師から意見を聴取した上で、その意見を勘案して必要が認められる場合は、適切な事後措置を講じなければなりません。↓健康診断個人票（抜粋）

労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターで無料で意見聴取を受けることができます。

医師・産業医

事業場

有所見労働者

**1. 医師からの意見聴取**

(1) 診断日から3ヶ月以内に実施

(2) 医師の意見を健康診断個人票に記録

**2. 事後措置**

(3) 事後措置の実施（保存期間5年）

【労働者】①就業場所の変更、②作業の転換、③労働時間の短縮、④深夜業の回数の減少 等

【事業場】①作業環境測定の実施、②施設・設備の設置・整備等 ③意見を安全衛生委員会等へ報告 等

氏名	
健診年月日	年 月 日
年齢	歳

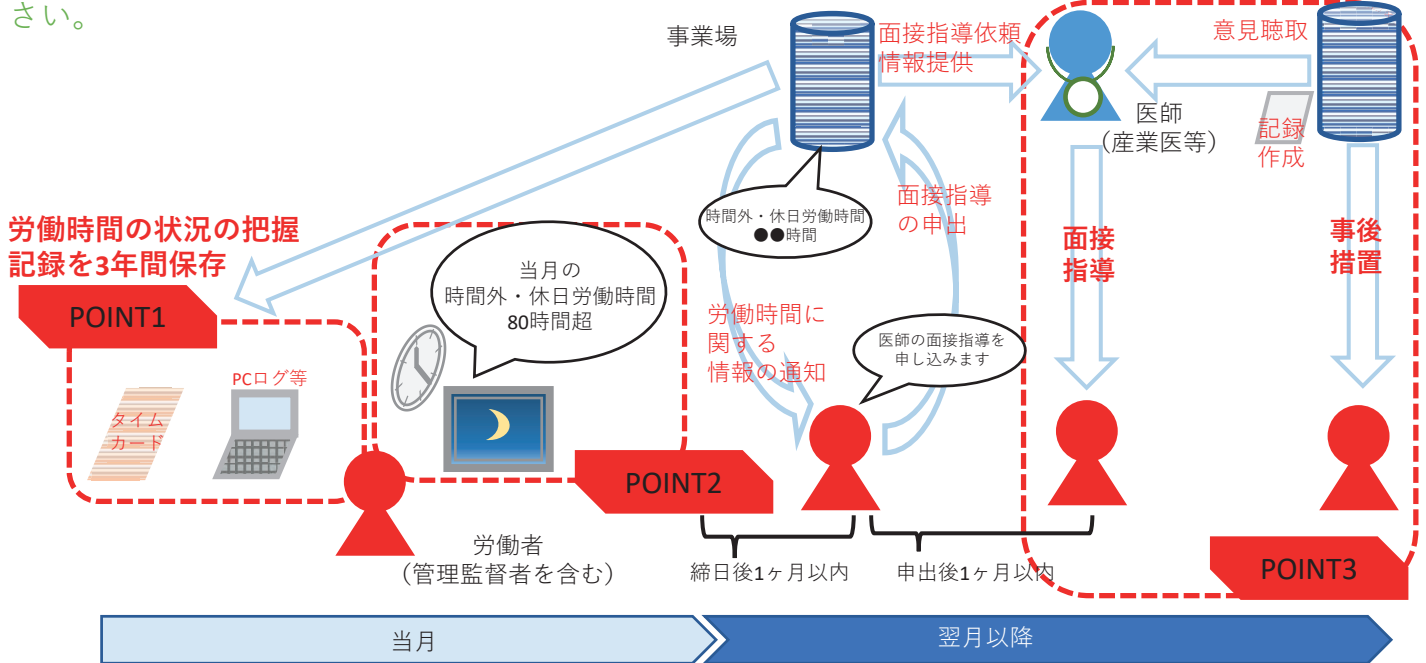
医師の意見	
意見を述べた医師の氏名	

意見としては、「通常勤務」、「就業制限」、「要休業」。通常勤務以外の場合は、具体的内容を記入。



労働者の健康管理を行う中で、長時間にわたる過重な労働を行った労働者に対する健康面での管理の必要性が、近年非常に重要となってきています。

過重労働は脳梗塞や心筋梗塞等の「脳・心臓疾患」やうつ病等のストレスが関連する精神疾患等の原因となる可能性があることから、時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進に努めるとともに、長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導・事後措置等を実施してください。



### (1) 労働時間の状況の把握 (安衛法第66条の8の3、安衛則第52条の7の3)

事業者は、労働者の労働時間の状況を把握する必要があります。

管理監督者、研究開発業務に就く者も例外にはなりません。また、裁量労働制で働く労働者は、みなし労働時間ではなく、実労働時間を把握する必要があります。

#### POINT1

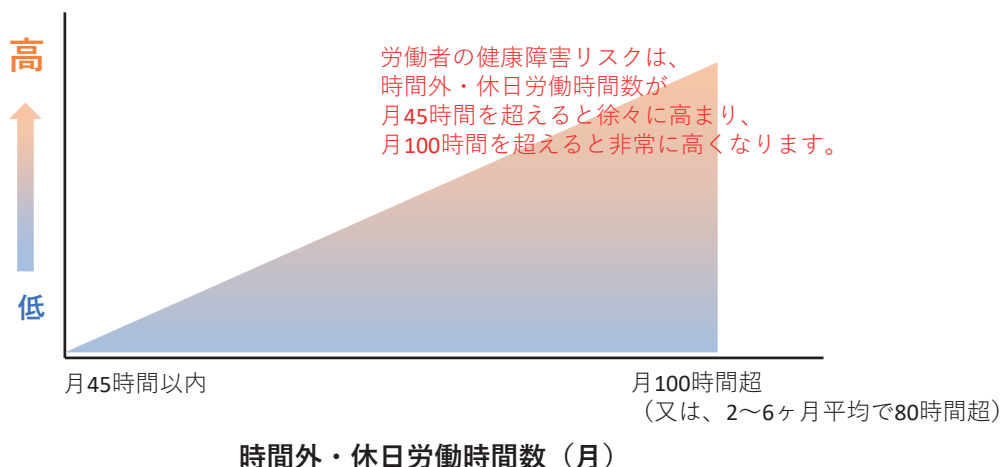
労働時間の状況の把握は、以下の様な客観的な方法等による必要があります。

- ・ タイムカードによる記録
- ・ パソコン等の使用時間の記録 等

### (2) 面接指導対象選定の基準 (時間外・休日労働時間)

医師の面接指導の対象として考慮すべき要素は、労働者の時間外・休日労働時間の水準です。

健康障害のリスク



POINT2

面接指導の対象となる「時間外・休日労働」とは？  
 (36協定の「時間外労働及び休日労働」とは異なる点に注意)

時間外・休日労働時間の計算

$$\text{1ヶ月当たりの時間外・休日労働時間数 (時間)} = \frac{\text{1ヶ月の総労働時間数}}{\text{所定労働時間数} + \text{延長(残業)時間数} + \text{休日労働時間数}} - \left[ \frac{\text{1ヶ月の暦日数}}{7} \times 40 \right]$$

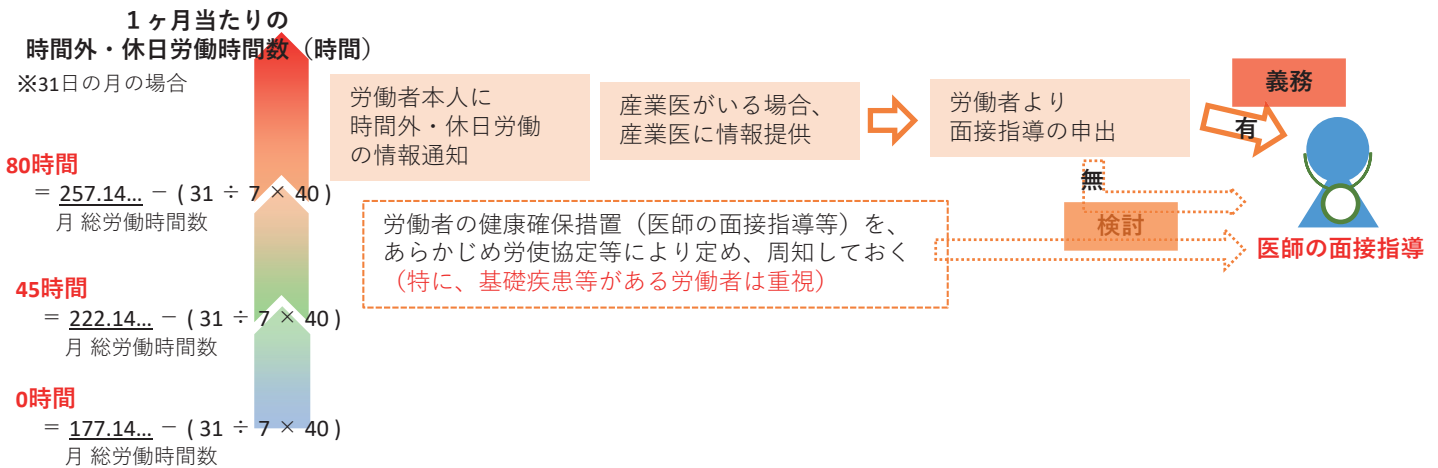
※特例措置対象事業場(週44時間制)、変形労働時間制、フレックスタイム制採用事業場も同様に計算する。

36協定では、

- ・ 「時間外労働」は、1日、週、(変形期間等)の法定労働時間を超えて行った労働時間
  - ・ 「休日労働」は、法定休日(原則週1日)に労働させた時間
- とされており、この2つを合計した時間と、先述の「時間外・休日労働」の時間が異なる数値になる可能性があります。

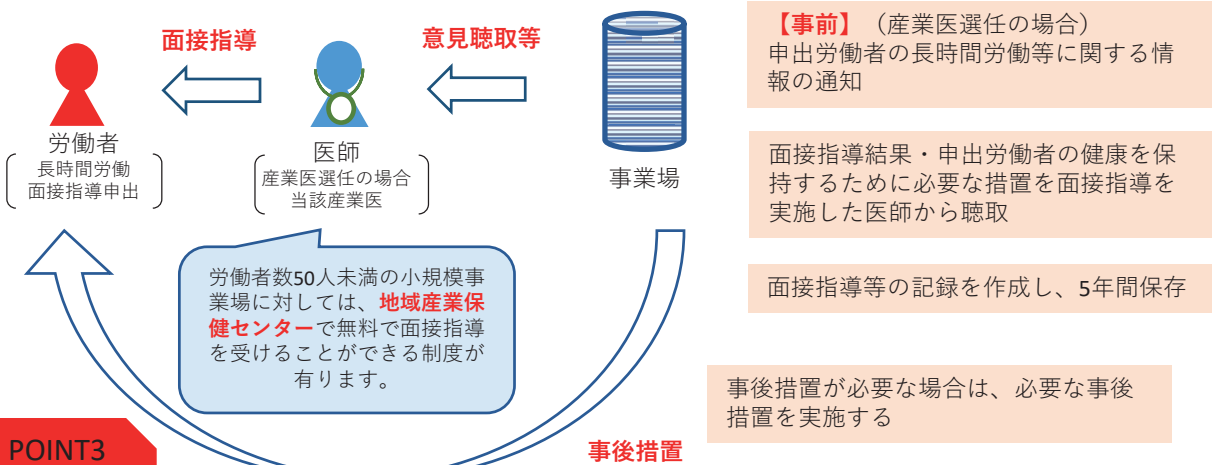
医師の面接指導の要件

一般労働者(管理監督者含む)の場合



(3) 医師による面接指導の実施(安衛法第66条の8)

事業者は、1ヶ月当たりの時間外・休日労働時間が80時間を超えた労働者から、医師の面接指導に関する申出があった場合、申出から1ヶ月以内に医師による面接指導を実施する必要があります。また、事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導を実施した医師から意見を聴くとともに、面接指導等の記録を作成し、5年間保存する必要があります。





## (4) 産業保健活動総合支援事業

### 滋賀産業保健総合支援センターのご案内

#### メンタルヘルス 対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育などを行っています。

#### 治療と仕事の 両立支援対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

#### 研修、 相談対応

産業医等の産業保健スタッフや事業者等を対象として、メンタルヘルス対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとする産業保健をテーマに研修を行っています。また、窓口・電話・メールでご相談に応じ、解決方法を助言しています。

大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F

TEL：077-510-0770 FAX：077-510-0775

#### POINT

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートいただけます。

### 地域窓口（地域産業保健センター）のご案内

労働者数50人未満で産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者の皆様に対し、健康相談や保健指導のサービスを行っています。

具体的には、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導等について、専門の医師や保健師等が相談に応じてくれます。相談内容や指導内容に関する秘密は守られ、また、相談は無料です。是非ご利用ください。

#### 大津地域窓口（大津地域産業保健センター）

大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F 滋賀産業保健総合支援センター内

TEL：077-510-0615 FAX：077-510-0616

担当地域：大津市、高島市、草津市、栗東市、守山市、野洲市

#### 彦根地域窓口（彦根地域産業保健センター）

彦根市八坂町1900番地4 彦根市保健・医療複合施設3F

TEL：0749-27-0133 FAX：0749-26-9797

担当地域：彦根市、愛知郡、犬上郡

#### 近江八幡地域窓口（近江八幡地域産業保健センター）

近江八幡市八幡町170 旧八幡教育集会所1F

TEL：0748-31-3544 FAX：0748-31-3544

担当地域：近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

#### 湖北地域相談窓口（湖北地域産業保健センター）

長浜市宮司町1181-2 湖北医師会・湖北医療サポートセンター内

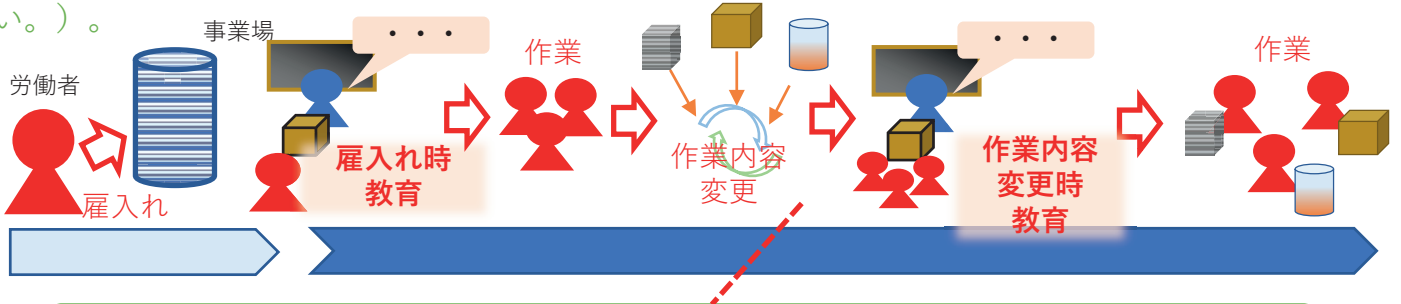
TEL：0749-65-7866 FAX：0749-65-2758

担当地域：長浜市、米原市

労働者が事業場において安全かつ健康に仕事を行っていくためには、事業者がこれらの注意点をあらかじめ労働者に教育という形で認識させることが不可欠です。

労働安全衛生関係法令では、労働者の雇入れ時、作業内容の変更時に、労働者に対してこれらの教育を行う必要があります。

また、危険性・有害性が高い一定の業務につきましては、同法令において「特別教育」の実施が義務付けられており、この教育を修了した上で、労働者にこれらの業務を行わせる必要があります（「特別教育」については、後述7「危険・有害な作業を行う場合」を参照してください。）。



**(1) 雇入れ時教育** (安衛法第59条第1項、安衛則第35条)

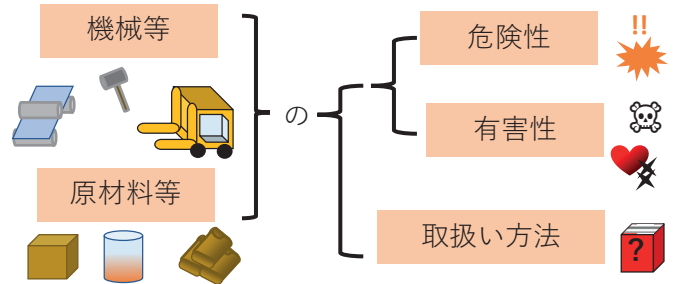
事業者は、労働者を雇入れたときに、この労働者が従事する業務に関する以下の①～⑧の項目につき教育を行う必要があります。

①から④は一部業種のみ

屋外労働主体業種・製造業・ガス業・自動車整備業

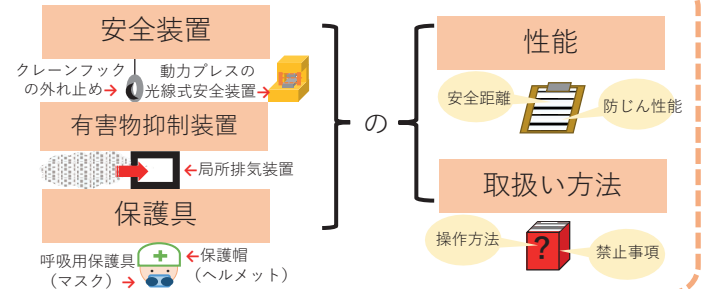
**①機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱い方法に関すること**

事業場内で使用する機械・器具・用具、および、原材料・完成品を取扱う場合はこれらのものについて、負傷の観点からどのような危険性があり、また健康障害の観点からどのような有害性があるのか、危険性・有害性を避けて作業を行うためにどのように取り扱うべきかを教育します。



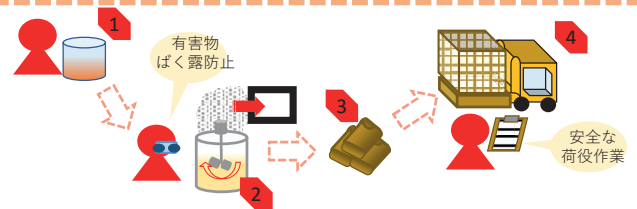
**②安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱い方法に関すること**

①で触れた機械等に備え付けられている安全装置、有害な原材料について健康障害防止の観点から備え付けられた装置、および、労働者に使用させる保護具がどのように危険性・有害性から労働者を守るのか、どのように取扱うかを教育します。



**③作業手順に関すること**

①の機械、原材料等を②の安全装置、保護具等を用いつつ操作・加工等してどのように安全で健康障害に配慮して作業を行っていくかを教育します。



**④作業開始前の点検に関すること**

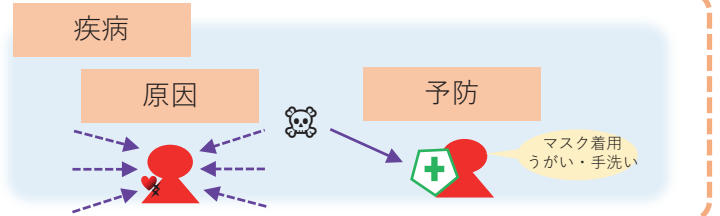
①の機械等や②の安全装置等について、有効に使用することができ安全衛生面で問題が無いかを点検することを教育します。



⑤から⑧は全業種共通で実施が必要

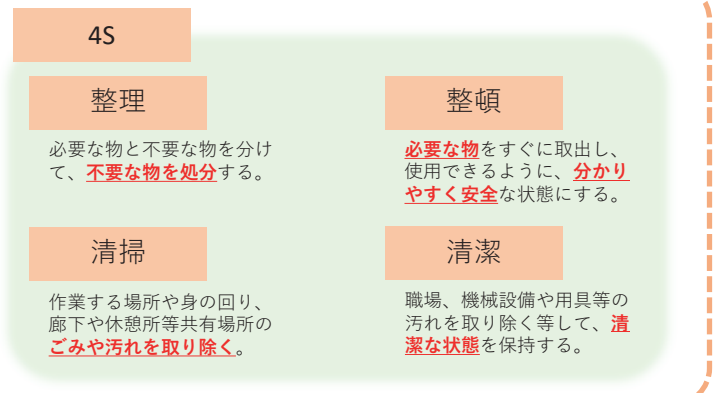
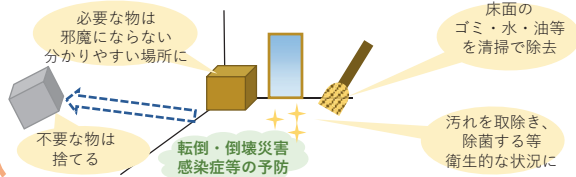
### ⑤ その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること

事業場でその者が従事する業務の性質上り患する可能性がある疾病としてどのようなものがあるか、および、これを予防するためにどのような注意を行う必要があるかを教育します。



### ⑥ 整理、整頓および清潔の保持に関すること

事業場内の整理及び整頓は、作業スペースの確保や効率的な作業遂行のみならず、転倒や倒壊災害の予防につながります。清潔の保持は、労働衛生面で疾病や健康障害の予防につながります。これらの進め方等について教育します。



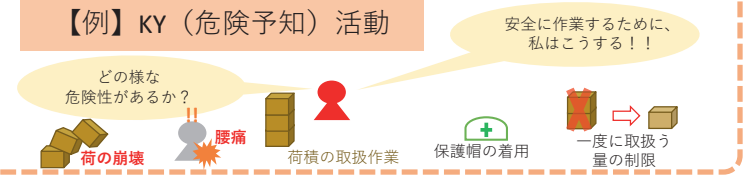
### ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること

業務中に事故等の異常事態が発生した場合の対処方法や退避方法を教育します。



### ⑧ その他その業務に関する安全衛生のために必要な事項

①～⑦以外で、業務に従事する中で負傷や健康障害を予防するために取り組む、注意する事項等を教育します。



## (2) 作業内容変更時教育 (安衛法第59条第1項、安衛則第35条)

事業者は、労働者の作業内容を変更したときに、この労働者が従事する業務に関する以上の①～⑧の項目につき教育を行う必要があります。

## (3) 職長教育 (安衛法第60条、安衛則第40条)

特定の業種の事業者は、新しく職長等労働者を直接指導・監督する立場になった者に対して、以下の項目につき教育を行う必要があります(講習機関等でも実施しています。)

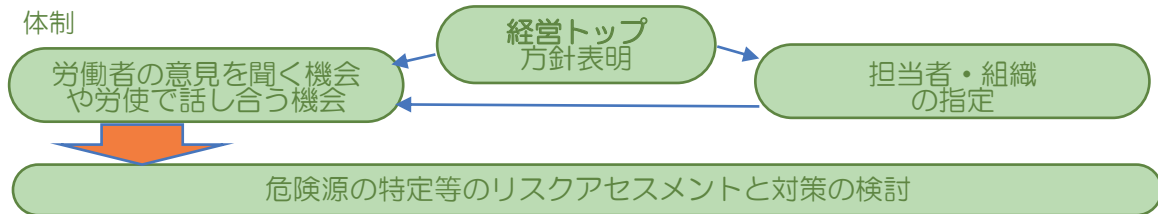
項目	時間
作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者の指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
リスクアセスメントの方法 リスクアセスメントの結果に基づき講ずる措置・設備 作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
作業に係る設備・作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持・労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

- 【対象業種】
- 建設業
  - 製造業  
(例外)  
イ 食料品・たばこ製造業  
〔うま味調味料製造業・動植物油脂製造業〕  
は、実施が必要です。  
ロ 繊維工業  
〔紡績業・染色整理業は、実施が必要です。〕  
ハ 衣服その他の繊維製品製造業  
ニ 紙加工品製造業  
〔セロファン製造業は、実施が必要です。〕  
ホ 新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業
  - 電気業
  - ガス業
  - 自動車整備業
  - 機械修理業

## (4) 高齢労働者の安全衛生対策 (安衛法第62条)

高齢労働者の就労が一層増加し、これに伴い労働災害による死傷者のうち60歳以上の労働者の占める割合の増加が懸念されています。こうしたことから、厚生労働省は令和2年3月に高齢労働者の労働災害防止を目的として、事業者や労働者が取り組む事項をとりまとめ、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表しました。

### 事業者求められる事項



#### 具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク 人のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う設備・装備の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う設備・装備の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
		メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導
				体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

### エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」）」を策定しました。  
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。  
こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転落災害、墮落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

働く高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、作業も長期化しやすいため、体力も長期間にわたって働ける人、仕事に慣れている人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### POINT

60歳以上の高齢労働者は、労働災害が重症化しやすいため、職場が人手不足に陥ってしまうおそれも・・・

↓

高齢労働者が安心・安全に働くことのできる職場づくりを！

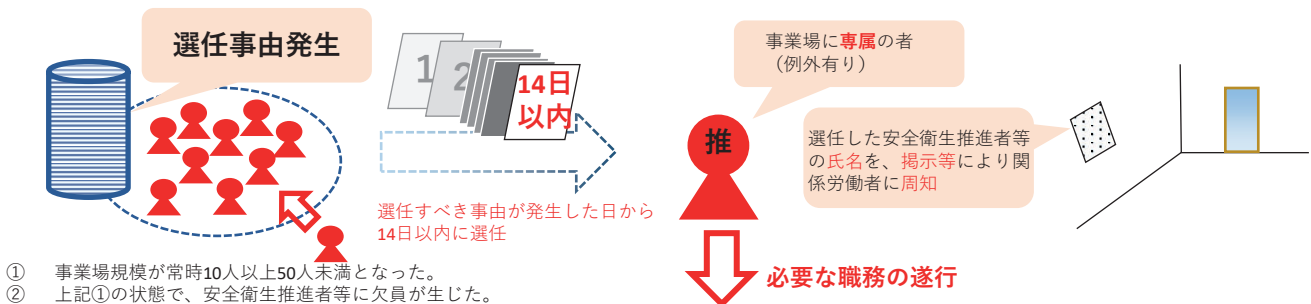


事業場内で安全衛生管理を行うに当たっては、実際に管理を行う担当者の存在が重要となります。労働安全衛生法では、事業場の業種や規模に応じて安全衛生管理に関する各種管理者の選任を義務付けています。

労働者数が50人未満（10人以上）の比較的小規模な事業場においては、「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が必要であり、これらの担当者が事業場内における安全衛生管理実務の任に就くこととなります。

(1) 選任義務 (安衛法第12条の2、安衛則第12条の2等)

	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者 (推奨)
事業場規模 常時使用する労働者数 法人合計では無い点に注意	常時10人以上50人未満 (常時50人以上の事業場は、安全管理者※、衛生管理者、産業医の選任が必要) ※安全管理者は業種指定有り		
業種	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業※、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業※、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 ※「各種商品卸売業」及び「各種商品小売業」は、衣食住全てにかかる商品を取扱う事業場のことです。	左以外の業種の事業場	※「安全推進者」は、ガイドライン上選任が求められているもので、特に以下の業種は重点的な配置が勧められています。 小売業（左欄以外）、社会福祉施設、飲食店
資格	① 都道府県労働局の登録を受けた者が行う講習を修了した者 ② 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有するもの ③ 高等学校または中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有するもの ④ 5年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有する者 ⑤ 厚生労働省労働基準局長が②から④までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 (安全管理者または衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後、5年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有するもの) ※衛生推進者の場合は、「衛生の実務」		安全衛生推進者の資格を有する者 又は、これと同等以上の能力を有すると認められるもの。 (労働安全コンサルタント、安全管理士、安全管理者の資格を有する者)

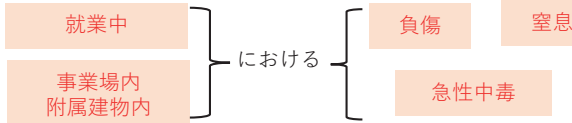


(2) 安全衛生推進者等の職務 (安衛法第12条の2等)

- 1 点検と点検結果に基づく措置  
施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検および使用状況の確認ならびにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
  - 2 作業環境や作業方法の点検等  
作業環境の点検（作業環境測定を含む。）および作業方法の点検ならびにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
  - 3 健康診断・健康増進  
健康診断および健康の保持増進のための措置に関すること
  - 4 教育  
安全衛生教育に関すること
  - 5 応急措置  
異常な事態における応急措置に関すること
  - 6 労災再発防止  
労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
  - 7 情報収集等  
安全衛生情報の収集および労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること
  - 8 手続き等  
関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること
- 本資料 2・3 参照
- 本資料 4 参照
- 本資料 6 参照

本来、労働災害はあってはならないことですが、万が一発生した場合、治療に要する費用や休業中の生活補償等にかかる労働者災害補償保険（労災保険）への請求手続きとは別に、労働災害が発生した事実に関する監督署への報告義務が生じる場合があります。

※以下の傷病は、労働災害では「無い」、「無いかもしれない」ものでも、「労働者死傷病報告」の提出が必要です。



**労働災害発生！！**

## 労働者死傷病報告

※労災保険と異なり、労災事故報告の対象は労働災害のみで、通勤災害は対象となりません。

● 休業日数が0日 . . . . . 報告不要

● 休業日数が1日～3日 . . . . . 労働者死傷病報告 (様式第24号)

〔四半期末の報告となり、1月～3月の災害は4月末日、4月～6月の災害は7月末日、7月～9月までの災害は10月末日、10月～12月の災害は翌年1月末日までに、様式第24号により、まとめて報告する。(様式第23号でその都度報告でも可)〕

● 休業日数が4日以上 又は 死亡災害 . . . . . 労働者死傷病報告 (様式第23号)

〔発生後遅滞無く、様式第23号で事案毎にその都度報告する。〕

## 労災保険給付

※労災保険は、労働災害のみならず通勤災害も補償の対象となります。

● 治療費 . . . . . 療養（補償）給付

● 休業により賃金を受けない場合の生活補償 . . . . . 休業（補償）給付

● 障害（後遺症）が残る場合の逸失利益 . . . . . 障害（補償）給付

● 遺族に対する補償 . . . . . 遺族（補償）給付

→具体的な手続は、各種労災保険関係のパンフレットを参照してください。

労働者死傷病報告（様式第23号）の記載例及び作成上の注意点について

建設現場での傷病の場合は、工事名を記入

被災者が所属する事業場（法人ではない）の労働者数

報告書に関する問い合わせ先になる可能性が高いので、確実に記入すること

「労災かくし」は犯罪です！！  
労働者死傷病報告を管轄の労働基準監督署に提出しない行為は、「労災かくし」として行政指導や書類送検の対象となる可能性があります。

原則、被災者の所属事業場の番号であるが、建設現場での傷病の場合のみ、元請の番号を記載する

● 建設現場での傷病の場合は、元方事業者の名称  
● 構内下請の場合は、元請事業場の名称

派遣労働者の場合のみ、元先の別と派遣先事業場の名称

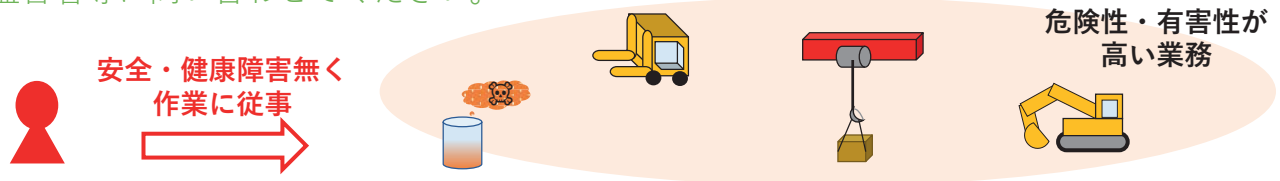
建設現場での傷病の場合は、工事現場の所在地を記入

事業者職氏名を確実に記載すること（押印は不要）



その性質上危険性や有害性が高い一部の業務については、労働者の負傷や健康障害を防止する観点から、法律上様々な要件や義務が定められているものがあります。

この項目ではその概要を紹介しますが、詳細は各種パンフレットを参照するか、最寄りの労働基準監督署等に問い合わせてください。



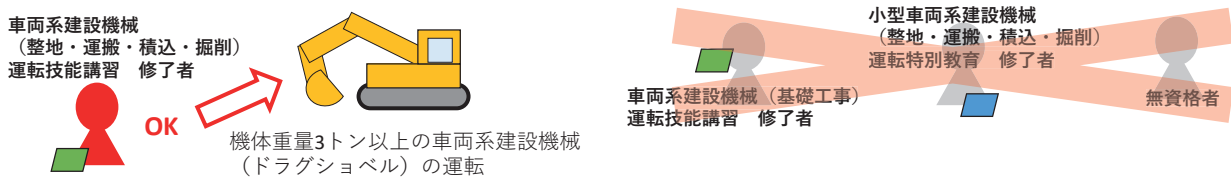
## ◆ 危険・有害な業務を行う場合の一般的な注意点

### (1) 資格等（安衛法第59条第3項、第61条）

危険性や有害性が高い一部の業務については、資格等を有する者しか従事させることができません。

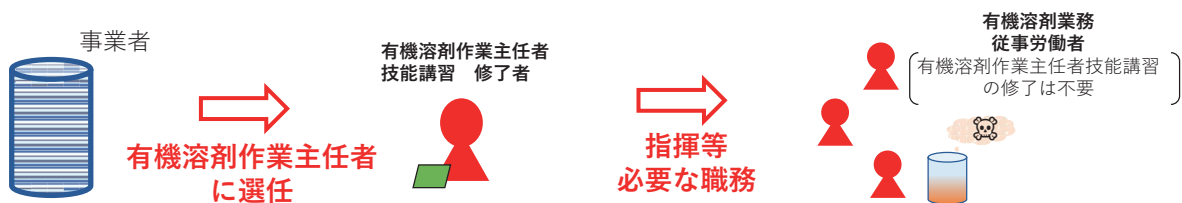
区分としては、以下の3段階から構成されます。

- ・ **免許**・・・免許試験を合格した者等に対して都道府県労働局長が交付するもの
- ・ **技能講習**・・・都道府県労働局長の登録を受けた機関等が行う講習を修了するもの
- ・ **特別教育**・・・定められた科目・時間の特別な教育を修了するもの（必要な知識等を有する者がいれば事業場内でも実施可能ですが、講習機関等でも実施しています。）



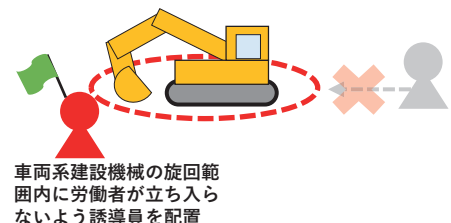
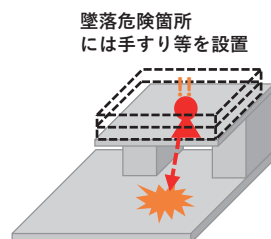
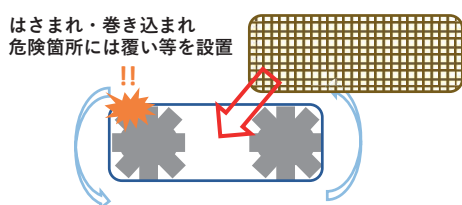
### (2) 作業主任者（安衛法第14条）

危険性や有害性が高い一部の業務については、一定の資格等を有する者を作業主任者に選任し、これらの業務を行う労働者の指揮等必要な職務を行わせる必要があります。



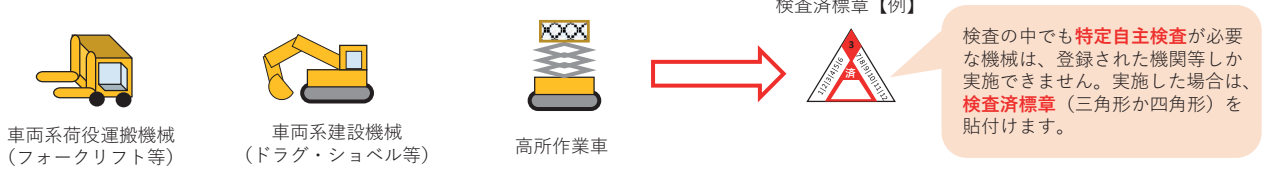
### (3) 安全装置・危険箇所等接触防止・保護具（安衛法第20条 他）

主に機械等で労働者がはさまれたり・駆動部分等に巻き込まれる危険性がある箇所、加工物等が飛散・飛来し労働者に接触するおそれがある作業、労働者が墜落等により負傷するおそれがある場所等に、囲い・覆い・手すり・非常停止装置・警報装置を設けたり、労働者に保護帽等の保護具を使用させる必要があります。また、誘導員や監視員等人を配置する措置が求められる業務も存在します。



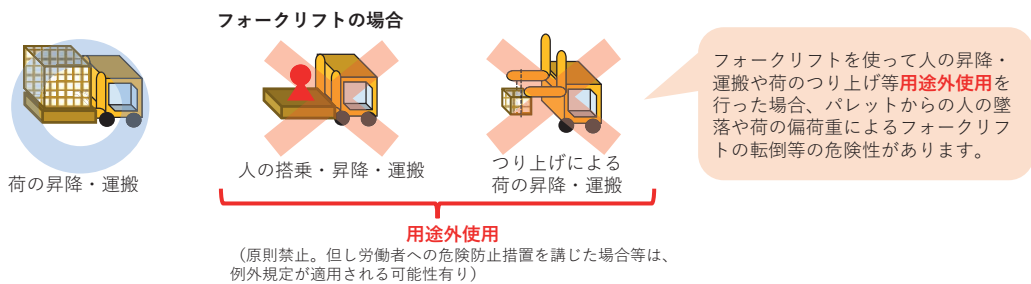
## (4) 検査・点検 (安衛法第45条 他)

危険性が高い機械器具や有害性が高い業務に使用するばく露防止用設備等については、その性能や安全装置等の有効性を定期的に確認する必要があることから、作業開始前、毎月、毎年、使用再開時等に検査や点検を行う必要があるものがあります。一部の検査は、都道府県労働局長の登録を受けた機関等しか実施できません。



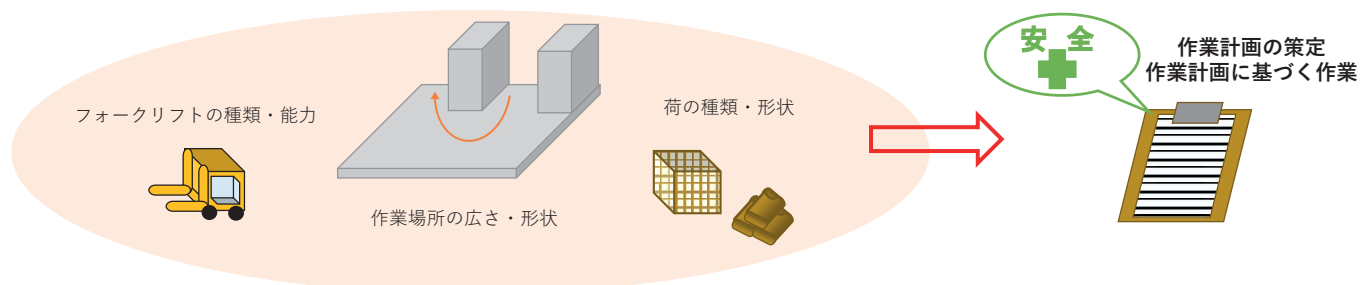
## (5) 本来の用途以外の用途での使用禁止 (安衛法第20条 他)

危険性が高い機械は、その機械本来の用途で使用するからこそ安全に作業を行うことができるものであり、本来の用途以外の用途で使用する (用途外使用) と思わぬ事故や負傷につながる可能性があります。



## (6) 作業計画 (安衛法第20条 他)

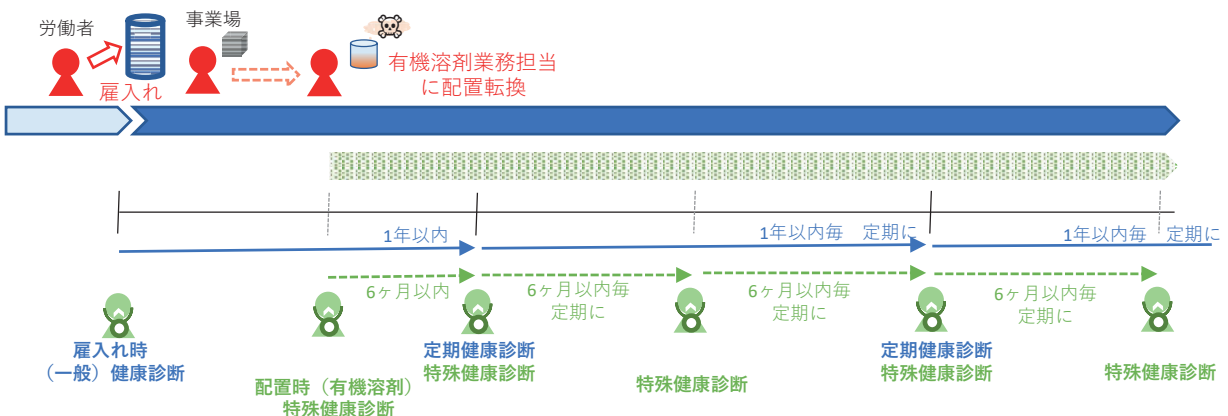
主に危険性が高い一部の業務については、事前に安全に作業を行うための作業計画を策定し、この計画に基づいて作業を行わせる必要があります。



## (7) 特殊健康診断 (安衛法第66条第2項)

有害性が高い一部の業務に従事する労働者に対して、健康障害防止の観点から、定期健康診断とは異なる特殊な項目について医師の健康診断を実施する必要があります。

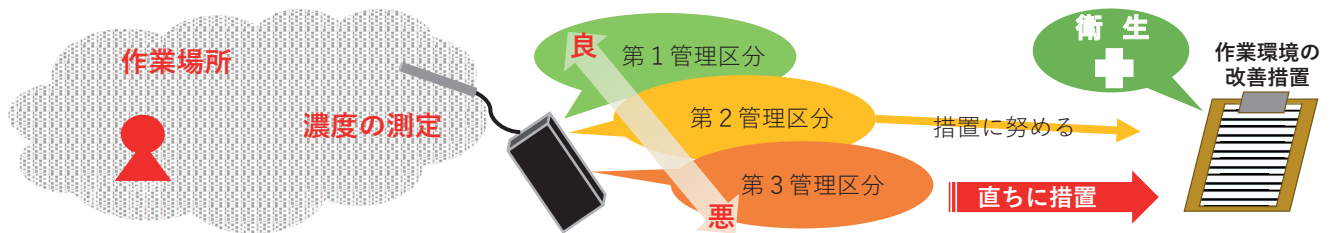
(※業務内容によっては、定期健康診断を6ヶ月以内毎に実施する必要があるものもあります。)



## (8) 作業環境測定 (安衛法第65条)

有害性が高い一部の業務が行われる作業場等について、同所で業務を行う労働者の健康障害を防止する観点から、有害物質等の濃度を定期的に測定する必要があります。

(※結果によっては、作業環境改善に必要な措置を講じる必要があります。)

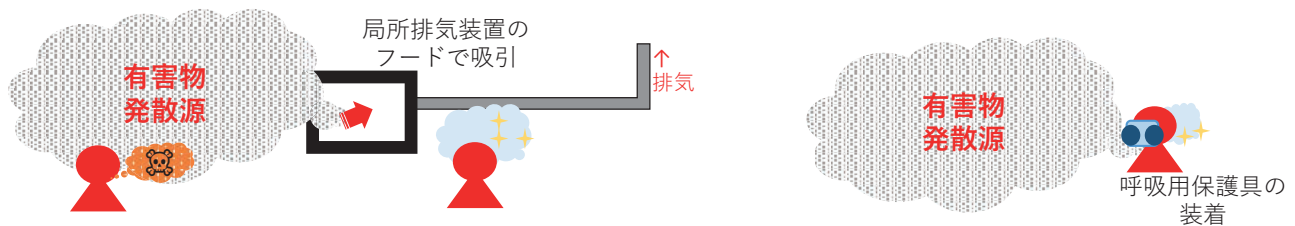


## (9) 有害物ばく露防止措置 (安衛法第22条)

有害性が高い一部の業務が行われる作業場等について、同所で業務を行う労働者の健康障害を防止する観点から、有害物質等の労働者への接触、吸込み等を防止する措置を講ずる必要があります。

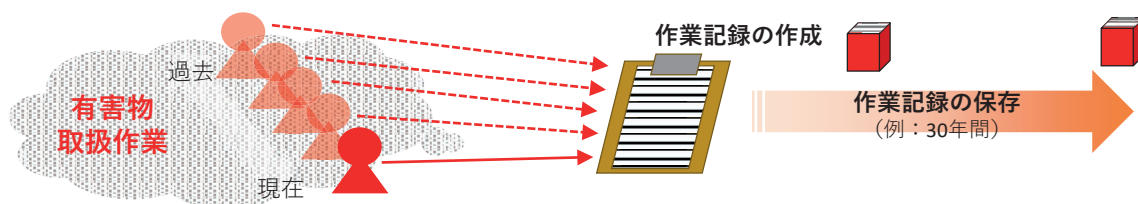
措置としては、以下の様なものがあり、各種法令に応じてこれらの単独又は併用して措置を講じます。

- 密閉設備...有害物の発散源を物理的に密閉する設備
- 局所排気装置...有害物を発散源において、有害物を局所的に吸引・排気する設備
- プッシュプル型換気装置...有害物の発散源前後に均一な空気の流れを発生させ、これを吸引・排気する設備
- 全体換気装置...外部からきれいな空気を作業場内に入れ、作業場内の有害な空気を希釈する等する設備
- 呼吸用保護具...作業者に呼吸用保護具（防じん・防毒マスク等）を使用させること



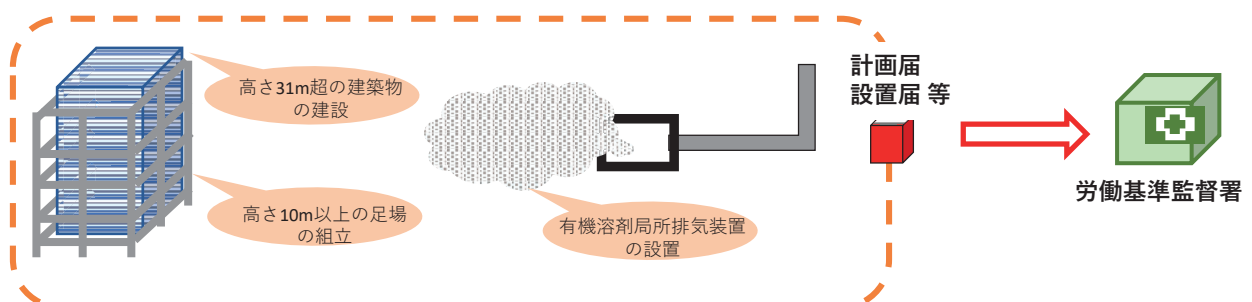
## (10) 作業記録 (安衛法第103条、特化則第38条の4、石綿則第35条)

主に石綿や一部の化学物質等で、遅発性の疾病が発症する原因になるおそれがある物質については、作業者がこれらを取り扱う作業を行った旨の記録を作成し保存する必要があります。



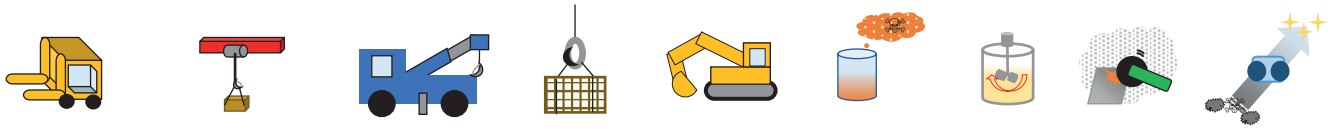
## (11) 計画等届出 (安衛法第88条)

一部の危険性・有害性が高い作業や機械の設置等については、事前に作業の計画や機械の設置等について、管轄する労働基準監督署に届出を行う必要があります。



## ◆ 危険性・有害性が高い業務（主なもの）

危険性や有害性が高いことにより、労働安全衛生関係法令にて様々な定めが規定されている業務の一部を紹介します。詳細やこれ以外の業務については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署の安全衛生部署にお問い合わせください。



種別	概要
(1)フォークリフトの運転	様々な業種の事業場で荷の積み下ろし作業等に使用されている、車両系荷役運搬機械です。労働者と混在して作業を行う場所では労働者への接触の危険性がある他、フォークで荷をつり上げる等の用途外での使用による転倒事故も発生しています。
(2)クレーンの運転	動力を用いて荷を垂直方向につり上げ、水平方向に移動させる機械です。つり荷と周辺で作業をしている労働者との接触の危険性があります。移動式クレーンの資格では運転できません。
(3)移動式クレーンの運転	一般にユニック車やレッカー車と呼ばれる車で、クレーンの資格では運転できません。つり荷と労働者との接触以外に、ブームの旋回範囲内に労働者が立ち入ることにより接触する危険性があります。
(4)玉掛	クレーンや移動式クレーンでつり上げる荷をフック等の荷役装置に取り付けたり、取り外す作業です。クレーン・移動式クレーンの資格だけではこの作業は行えません。荷のつり方を誤るとつり荷の落下等の危険が生じます。
(5)高所作業	高さ2m以上の場所で作業する際には、墜落による危険を防止するため、作業床、手すり等の設置が必要です。また、これらの設置が困難な場合は墜落制止用器具（安全ベルト等）の使用が必要となります。
(6)はい（荷積）	手作業等で荷を積み上げる作業や逆に積み上げられた荷を卸す作業は荷の崩壊等の危険性があります。
(7)車両系建設機械	主に建設工事現場で使用される大型の機械で、①整地・運搬・積込用、②掘削用、③基礎工事用、④解体用、⑤締固用に分かれます。労働者と混在して作業を行うことが多いことから、労働者との接触の危険性があります。
(8)有機溶剤	主に油を溶かす性質を持ち、塗装や洗浄、接着等の用途に使用される物質です。蒸気が有害であり、短時間で多くの蒸気を吸引すると急性中毒となったり、長期的にばく露することで内臓等の疾病の原因となる可能性があります。
(9)特定化学物質	様々な用途に使用される化学物質の内、有害性が特に高いものです。長期的なばく露によりがん等の慢性疾患の原因となる可能性があります。
(10)粉じん	金属・岩石等の研磨やアーク溶接等で発生する鉱物性の微細な粉じんで、吸引すると肺に堆積します。長期的なばく露によりじん肺等の重大な疾病の原因となる可能性があります。
(11)石綿（アスベスト）	建物の吹付材や設備の断熱材等に使用されている鉱物で、現在は製造が禁止されていますが、建築物の解体時等に飛散しばく露する可能性があります。吸引すると肺に堆積等し、中皮腫等の重大な疾病の原因となる可能性があります。

## 種別の解説

※「法適用項目」は、p12～p14の(1)～(11)の中で適用される規定が存在するもののみ掲載しています。

### (1)フォークリフトの運転

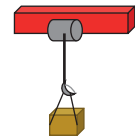
様々な業種の事業場で荷の積み下ろし作業等に使用されている、車両系荷役運搬機械です。労働者と混在して作業を行う場所では労働者への接触の危険性がある他、フォークで荷をつり上げる等の用途外での使用による転倒事故も発生しています。



法適用項目	備考
(1)資格等	フォークリフトの積載荷重によって技能講習又は特別教育が必要
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	作業指揮者、労働者との接触防止、前照灯・ヘッドガードの備付等
(4)検査・点検	年1回の特定自主検査・月例点検・作業開始前点検
(5)本来の用途以外の用途での使用禁止	荷のつり上げ、荷役装置等への人の搭乗は原則禁止
(6)作業計画	作業場所・機械・荷に適した計画の策定
◎その他の注意点	制限速度の設定、パレットについて著しい損傷等が無いものを使用、許容過重の厳守等

## (2)クレーンの運転

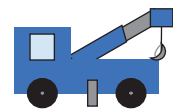
動力を用いて荷を垂直方向につり上げ、水平方向に移動させる機械です。つり荷と周辺で作業をしている労働者との接触の危険性があります。移動式クレーンの資格では運転できません。



法適用項目	備考
(1)資格等	運転形式やつり上げ荷重により、免許、技能講習又は特別教育が必要
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	過巻防止装置、フックの外れ止め装置、合図者の指名、過負荷の制限、つり荷・つり具の下方への立入禁止
(4)検査・点検	落成時・有効期間更新時の検査合格、年次・月例検査、作業開始前点検
(5)本来の用途以外の用途での使用禁止	労働者のつり上げ・運搬は、原則禁止
(11)計画等届出	つり上げ荷重により、設置届（落成検査申請書）、設置報告書等が必要
◎その他の注意点	つり上げ荷重によっては検査証が必要、定格荷重の表示等、強風時の作業中止

## (3)移動式クレーンの運転

一般にユニック車やレッカー車と呼ばれる車で、クレーンの資格では運転できません。つり荷と労働者との接触以外に、ブームの旋回範囲内に労働者が立ち入ることにより接触する危険性があります。



法適用項目	備考
(1)資格等	つり上げ荷重により、免許、技能講習又は特別教育
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	過巻防止装置、フックの外れ止め装置、合図者の指名、過負荷の制限、アウトリガー等の張出、クレーン上部旋回体への立入禁止、つり荷・つり具の下方への立入禁止
(4)検査・点検	落成時・有効期間更新時の検査合格、年次・月例検査、作業開始前点検
(5)本来の用途以外の用途での使用禁止	労働者のつり上げ・運搬は、原則禁止
(6)作業計画	作業場所・荷・機械に適用した計画の策定
(11)計画等届出	つり上げ荷重により設置報告書の提出
◎その他の注意点	つり上げ荷重によっては検査証が必要、定格荷重の表示等、強風時の作業中止

## (4)玉掛

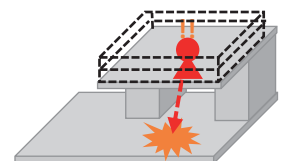
クレーンや移動式クレーンでつり上げる荷をフック等の荷役装置に取り付けたり、取り外す作業です。クレーン・移動式クレーンの資格だけではこの作業は行えません。荷のつり方を誤るとつり荷の落下等の危険性が生じます。



法適用項目	備考
(1)資格等	クレーン等のつり上げ荷重によって、技能講習又は特別教育が必要です。
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	不適格なワイヤーロープ等の使用禁止
(4)検査・点検	玉掛用具の作業開始前の点検
◎その他の注意点	同時に使用するクレーン等の適用法令も順守

## (5)高所作業

高さ2m以上の場所で作業する際には、墜落による危険を防止するため、作業床、手すり等の設置が必要です。また、これらの設置が困難な場合は墜落制止用器具（安全ベルト等）の使用が必要となります。





法適用項目	備考
(1)資格等	墜落制止用器具使用時・足場組立作業においては特別教育が必要
(2)作業主任者	高さ5m以上の足場の組立等に作業主任者の選任が必要
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	高さ2m以上の墜落危険箇所に手すり・中さん等設置（困難な場合は、墜落制止用器具の使用等）、飛来落下の危険箇所については巾木設置や保護帽着用等
(4)検査・点検	足場の点検が必要
(11)計画等届出	高さ10m以上の足場・つり足場・張出足場は設置届を提出（設置期間60日未満は不要）
◎その他の注意点	工事現場のみならず、工場や店舗・事務所内でも高さ2m以上の作業場所等における墜落防止措置は適用

## (6)はい（荷積）

手作業等で荷を積み上げる作業や逆に積み上げられた荷を卸す作業は荷の崩壊等の危険性があります。



法適用項目	備考
(2)作業主任者	2m以上の高さのはいに関する作業（手作業）は作業主任者の選任が必要
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	作業高さ1.5m以上の場合昇降設備、はいの間隔、崩壊防止、関係者以外立入禁止、照度保持、保護帽
(5)本来の用途以外の用途での使用禁止	荷のつり上げ、荷役装置等への人の搭乗は原則禁止です。
◎その他の注意点	はいの高さが2m未満の場合・手作業が無い場合は作業主任者の選任不要

## (7)車両系建設機械

主に建設工事現場で使用される大型の機械で、①整地・運搬・積込用、②掘削用、③基礎工事用、④解体用、⑤締固用、⑥コンクリート打設用に分かれます。労働者と混在して作業を行うことが多いことから、労働者との接触の危険性があります。



法適用項目	備考
(1)資格等	機械の区分・機体重量等によりその区分に応じた技能講習又は特別教育が必要
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	前照灯、ヘッドガード、路肩等転落防止、労働者接触防止、合図、
(4)検査・点検	年次の特定自主検査、月例検査、日々の作業開始前点検
(5)本来の用途以外の用途での使用禁止	乗車席以外の搭乗禁止、荷のつり上げ等用途外使用禁止
(6)作業計画	作業場所の地形・地質を調査、調査結果を踏まえ運行経路・作業方法等計画策定
(11)計画等届出	行う工事内容によっては事前に計画届の提出
◎その他の注意点	制限速度、移送時の危険防止、クレーン仕様の車両系建設機械で荷のつり上げを行う際の移動式クレーンにかかる法令順守

## (8)有機溶剤

主に油を溶かす性質を持ち、塗装や洗浄、接着等の用途に使用される物質です。蒸気が有害であり、短時間で多くの蒸気を吸引した結果急性中毒となったり、長期的にばく露することで内臓等の疾病の原因となる可能性があります。



法適用項目	備考
(2)作業主任者	有機溶剤業務を行う場合は作業主任者の選任が必要
(4)検査・点検	局所排気装置等は年に1回定期自主検査が必要
(7)特殊健康診断	常時従事する労働者は6ヶ月以内に毎に実施が必要
(8)作業環境測定	使用する物質等により6ヶ月以内毎に濃度測定が必要
(9)有害物ばく露防止措置	使用する物質等により局所排気装置・呼吸用保護具等が必要
(11)計画等届出	局所排気装置等は設置届の提出が必要
◎その他の注意点	物質の注意事項等の掲示、蒸気が発散しないような状態での容器の管理



## (9)特定化学物質

様々な用途に使用される化学物質の内、有害性が特に高いものです。長期的なばく露によりがん等の慢性疾病の原因となる可能性があります。

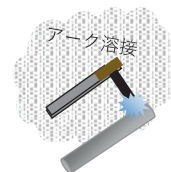


法適用項目	備考
(2)作業主任者	取扱物質に応じて作業主任者の選任が必要
(3)安全装置・危険箇所等接触防止・保護具	特定化学設備は設備等からの漏えい防止措置
(4)検査・点検	局所排気装置等は年に1回・特定化学設備は2年に1回の定期自主検査が必要
(7)特殊健康診断	常時従事する労働者は6ヶ月以内に毎に実施が必要
(8)作業環境測定	使用する物質等により①6ヶ月以内毎に濃度測定が必要・②作業方法変更時に個人サンプリングが必要
(9)有害物ばく露防止措置	使用する物質等により局所排気装置・呼吸用保護具等が必要
(10)作業記録	使用する物質等により記録と30年保存が必要
(11)計画等届出	局所排気装置・特定化学設備等は設置届の提出が必要
◎その他の注意点	容器の管理、作業規程、漏えい時の避難等、救護組織

## (10)粉じん

金属・岩石等の研磨やアーク溶接等で発生する微細な粉じんで、吸引すると肺に堆積します。長期的なばく露によりじん肺等の重大な疾病の原因となる可能性があります。

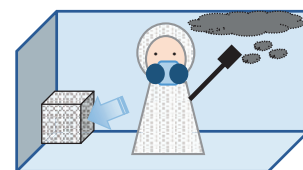
グラインダーによる  
金属研磨



法適用項目	備考
(1)資格等	アーク溶接や発じん量が多い作業を行う場合は特別教育が必要
(4)検査・点検	局所排気装置等は年に1回定期自主検査が必要
(7)特殊健康診断	3年に1回（一定の所見者は1年に1回）じん肺健康診断が必要 健康診断結果を受けてじん肺の管理区分の決定を受ける可能性有り
(8)作業環境測定	発じん量が多い作業は6ヶ月に1回濃度測定が必要
(9)有害物ばく露防止措置	作業内容によって局所排気装置・呼吸用保護具等が必要
(11)計画等届出	局所排気装置等は設置届の提出が必要
◎その他の注意点	湿潤化により発じん量を抑えた場合に法令の一部が適用されなくなる、粉じん作業を行わない場所に休憩設備、毎日清掃

## (11)石綿（アスベスト）

建物の吹付材や設備の断熱材等に使用されている鉱物で、現在は製造が禁止されていますが、建築物の解体時等に飛散しばく露する可能性があります。吸引すると肺に堆積等し、中皮腫等の重大な疾病の原因となる可能性があります。



法適用項目	備考
(1)資格等	石綿使用の建築物解体等の作業に特別教育が必要
(2)作業主任者	石綿を取扱う作業を行う際は作業主任者の選任が必要
(4)検査・点検	局所排気装置等は年に1回定期自主検査が必要
(6)作業計画	石綿使用の建築物解体等の作業前に作業計画策定
(7)特殊健康診断	常時従事する労働者は6ヶ月以内に毎に実施が必要
(8)作業環境測定	作業によっては集じん排気装置の排気口の測定
(9)有害物ばく露防止措置	石綿含有建材の種類に応じて隔離・集じん排気機・湿潤化・セキュリティゾーンの設置、呼吸用保護具・保護衣等の使用
(10)作業記録	石綿取扱作業記録の作成・40年保存
(11)計画等届出	石綿使用の建築物解体等の作業前に計画届・作業届の提出
◎その他の注意点	建築物解体等の作業を行う場合に事前調査実施、事前調査結果の掲示

事業場の常時使用する労働者数（法人では無く各事業場毎であり、正社員以外の労働者も常時使用する者は人数に含みます。派遣労働者も含みます。）が50人以上となった場合、以下の様な様々な義務が生じます。

主なものの概要は以下のとおりですが、詳しくは関係するパンフレットを参照するか、滋賀労働局健康安全課や労働基準監督署にお問い合わせください。

### (1) 安全衛生管理体制（担当者の選任）（安衛法第11,12,13条他）

#### 全ての業種

- 常時使用する労働者数が50人以上となった事業場は（5の安全衛生推進者等に代えて）、衛生管理者と産業医を選任する必要があります。
- 衛生管理者は、衛生管理者免許等一定の資格を有する者から選任する必要があります（原則として、事業場に専属の者である必要があります。）、職務として衛生に関する技術的事項を管理させます。
- 産業医は、医師から選任する必要があります（一定規模以下の場合は、嘱託でも差し支えありません）、労働者の健康管理に関する職務を行う必要があります。

#### 一部の業種

- 常時使用する労働者数が50人以上となった事業場は（5の安全衛生推進者等に代えて）、安全管理者を選任する必要があります。
- 安全管理者は、一定の学歴・業務経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了した者から選任する必要があります（原則として事業場に専属の者である必要があります。）、職務としては安全に関する技術的事項を管理させます。

#### 安全管理者・衛生管理者・産業医を選任したら

- 選任後遅滞なく、所轄労働基準監督署に選任報告を提出する必要があります。

### (2) 安全衛生委員会（安衛法第17,18,19条他）

#### 全ての業種

- 常時使用する労働者数が50人以上となった事業場は衛生委員会を設置し、法令で定められた衛生にかかる事項に関する調査審議を行う必要があります。

#### 一部の業種

- 常時使用する労働者数が50人以上又は100人以上（業種によって異なります）となった事業場は、安全委員会を設置し、法令で定められた安全にかかる事項に関する調査審議を行う必要があります。

#### 安全衛生委員会

- 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならない場合は、安全衛生委員会としての設置が可能です。

### (3) 定期健康診断の結果報告（安衛法第100条、安衛則第52条）

常時使用する労働者数が50人以上となった事業場は、定期健康診断の結果を所定の様式により所轄労働基準監督署に報告する必要があります。

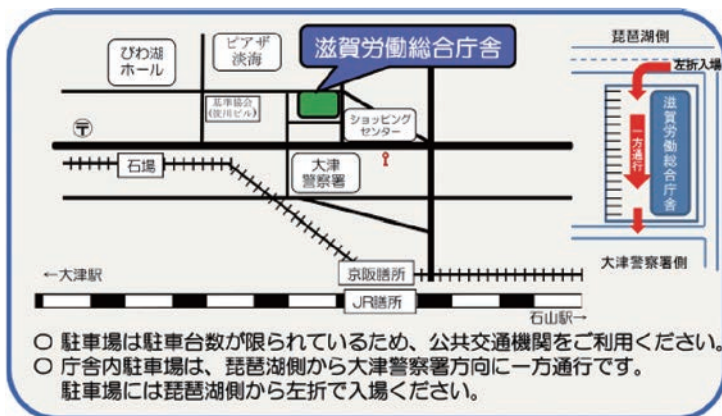
### (4) ストレスチェック（安衛法第66条の10他）

- 常時使用する労働者数が50人以上となった事業場は、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施する必要があります。
- 高ストレス者と判断された労働者から申し出があった場合は、医師による面接指導を行い、必要な措置を講じます。
- 検査の結果は、所定の様式により所轄労働基準監督署に報告してください。

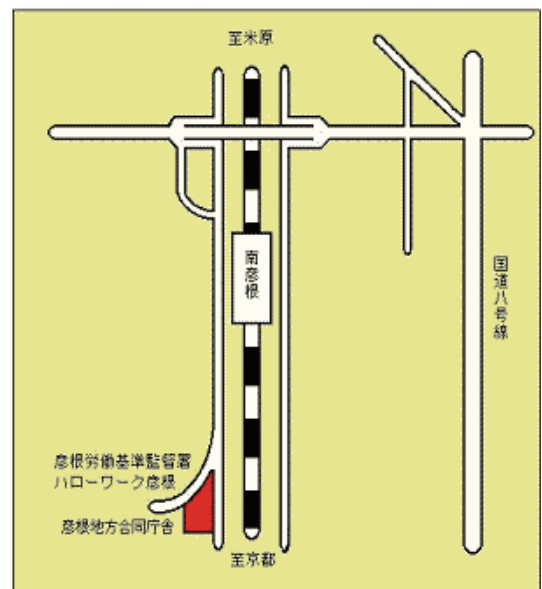
法律上のお問い合わせは、下表の滋賀労働局及び県内の労働基準監督署にて対応しています。

名称	所在地	電話番号	管轄
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階	077-522-6650	
大津労働基準監督署 安全衛生課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	077-522-6678	大津市、草津市、栗東市、 守山市、野洲市、高島市
彦根労働基準監督署 安全衛生課	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654	彦根市、米原市、長浜市、 犬上郡、愛知郡
東近江労働基準監督署 第2方面	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3366	東近江市、近江八幡市、 甲賀市、湖南市、蒲生郡

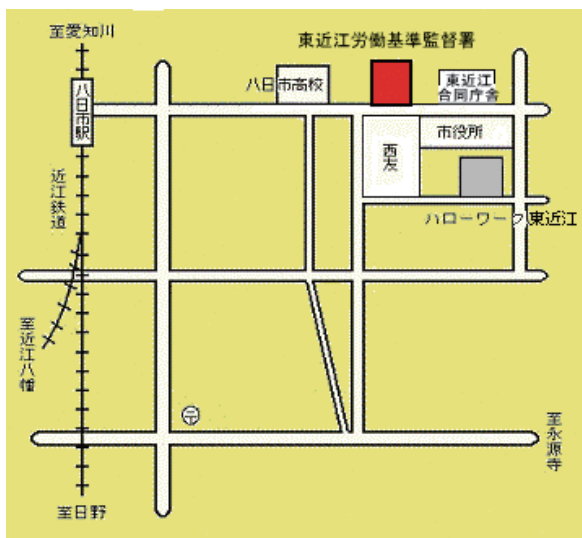
滋賀労働局・大津労働基準監督署（滋賀労働総合庁舎）



彦根労働基準監督署



東近江労働基準監督署



滋賀労働局の  
ホームページは  
こちら



